

1人あたりの国庫負担基準額/月			平成18年 厚労省告示 第530号	児童	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	重度包括 対象者	
居宅介護	介護保険 給付対象者 ではない	身体介護/家事援助を使わない ※通院等介助/通院等乗降介助	ホ(1)	¥119,500	¥57,700	¥65,400	¥82,800	¥129,100	¥189,100	¥259,600	¥667,300	
		身体介護/家事援助を使う	ホ(2)	¥89,700	¥27,900	¥36,100	¥53,100	¥99,800	¥159,800	¥229,900		
		身体介護/家事援助を使わない + 日中活動系サービス	ホ(3)	¥119,500	¥57,700	¥65,400	¥82,800	¥129,100	¥189,100	¥202,400		
		身体介護/家事援助を使う + 日中活動系サービス	ホ(3)	¥89,700	¥27,900	¥36,100	¥53,100	¥99,800	¥159,800			
		通院等介助/通院等乗降介助 + 共同生活援助	へ					¥21,900				
		居宅介護+共同生活援助 ※重度訪問介護対象者 【経過措置】	ト(1)					¥70,500	¥90,200	¥124,100		
		居宅介護+共同生活援助 ※同行援護対象者 【経過措置】	ト(2)					¥32,000				
		居宅介護+共同生活援助 ※行動援護対象者 【経過措置】	ト(3)					¥55,400	¥75,500	¥109,400		
		身体介護+共同生活援助 【経過措置】	チ					¥33,800	¥53,500	¥87,400		
介護保険給付対象者	-					¥0			¥333,700			
重度訪問介護	介護保険 給付対象者 ではない	併用なし	ハ(1)				¥207,000	¥259,200	¥325,000	¥463,300	¥667,300	
		日中活動系サービス	ハ(3)				¥112,600	¥145,500	¥186,300	¥257,400		
		共同生活援助	ハ(4)(一)				¥38,100					
		重度訪問介護+共同生活援助 ※重度訪問介護対象者 【経過措置】	ハ(4)(二)				¥77,700	¥99,600	¥157,700			
	介護保険 給付対象者	併用なし	ハ(2)				¥141,400					
		日中活動系サービス	ハ(3)				¥112,600	¥145,500	¥136,000			
		共同生活援助	ハ(4)(一)				¥38,100					
		重度訪問介護+共同生活援助 ※重度訪問介護対象者 【経過措置】	ハ(4)(三)				¥38,100					
同行援護	介護保険 給付対象者 ではない	共同生活援助を併用しない	リ(1)				¥120,800			¥667,300		
		共同生活援助を併用する	リ(2)				¥33,100					
	介護保険 給付対象者	共同生活援助を併用しない	リ(1)				¥120,800			¥333,700		
		共同生活援助を併用する	リ(2)				¥33,100					
行動援護	介護保険 給付対象者 ではない	併用なし	ニ(1)	¥181,600			¥142,800	¥192,400	¥255,800	¥332,400	¥667,300	
		日中活動系サービス	ニ(3)				¥109,000	¥141,800	¥180,100	¥217,000		
		共同生活援助	ニ(4)				¥23,500					
	介護保険 給付対象者	併用なし	ニ(2)				¥85,400			¥333,700		
		日中活動系サービス	ニ(3)(五)				¥23,500					
		共同生活援助	ニ(4)			¥23,500						
重度障害者等 包括支援	介護保険給付対象者ではない	イ(1)								¥840,700		
	介護保険給付対象者	イ(2)								¥337,300		
参考：介護保険の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額					¥104,730	¥166,920	¥196,160	¥269,310	¥308,060	¥360,650	¥360,650	

※このほか、級地加算を乗じる。

※このほか、訪問系サービスの利用者のうち重度訪問介護と重度障害者等包括支援の利用者が占める割合が5%以上の市町村については、基準額全体を5%嵩上げ。